






## 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ が見つからない場合は、[解説](#) やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

<p>① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>解説</b> 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。</p> <p>令和6年4月1日時点のRA対象物は<a href="#">こちら</a>のリストをご覧ください。</p> <p>また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。</p> <p><a href="#">労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質一覧</a></p> <p>R6. 4.1 時点 </p> <p>R7, R8 追加分 </p>	
<p>② 化学物質管理者を選任していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>解説</b> 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。</p> <p>化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。</p> <p>化学物質管理者の選任については、以下のQ&amp;Aの10ページに記載のNo. 2-1-1, 2-2-2をご確認ください。</p> <p><a href="#">化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&amp;A</a></p> 	
<p>③ RAを実施していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>解説</b> リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。</p> <p>下のQ&amp;Aも参照してください。</p> <p>Q1-1 <a href="#">なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。</a></p> <p>Q1-2 <a href="#">リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</a></p> <p>厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。</p> <p><a href="#">建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル</a></p> <p>Q&amp;A  マニュアル </p>	

<p>④ R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>解説</b> 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。</p> <p>下の Q&amp;A も参照してください。</p> <p>Q12-1 <a href="#">リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。</a></p> <p>Q12-2 <a href="#">リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。</a></p> <p>③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の □ に ✓ をつけてください。</p>	
<p>⑤ 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>解説</b> 化学物質を取り扱う労働者が常時 SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。</p> <p>下の Q&amp;A も参照してください。</p> <p>Q15-1 <a href="#">入手した SDS を労働者に周知しなければならないか。</a></p> <p>Q15-2 <a href="#">ラベルや SDS の記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</a></p>	
<p>⑥ （保護具を使用している場合） 保護具着用管理責任者を選任していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>解説</b> 保護具着用管理責任者の選任については、以下の Q&amp;A の 11 ページ以降に記載の No. 2-2-1, 2-2-2 をご確認ください。</p> <p><a href="#">化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関する Q&amp;A</a></p>	
<p>⑦ （化学物質の譲渡・提供を行っている場合） ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>解説</b> 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方に SDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。</p> <p>下の Q&amp;A も参照してください。</p> <p>Q13-1 <a href="#">SDS はいつ交付しなければならないのか。</a></p> <p>Q13-2 <a href="#">ホームページで SDS を提供しても良いか。</a></p>	